

資格認定規約

特定非営利活動法人沖三カ協会

・ 目次	
資格認定規約	1
I. 資格認定制度概要	1
【1】 資格の種類	1
【2】 資格取得までの流れ	1
【3】 資格認定制度への加入手続き	1
【4】 修得ポイントの算定	2
【5】 資格認定審査の要件	2
II. 資格認定審査	3
【1】 審査概要	3
【2】 審査手続きの流れ	3
【3】 審査料	4
III. 審査基準	4
【1】 資格認定審査委員会	4
【2】 資格認定審査の方法	5
【3】 認定手続き	5
【4】 資格別の認定料	6
IV. 特別資格認定制度	6
V. 登録制度	7
【1】 概要	7
【2】 資格登録の更新手続き	7
VI. 資格降格・認定取消	7
VII. 資格取得者による指導	8
VIII. 附則	8
IX. 試験審査課題	9

I. 資格認定制度概要

特定非営利活動法人沖ヨガ協会(以下、本法人という)は、沖ヨガを継承・普及し、ヨガを社会貢献活動に活用するために、指導者の養成を充実して、社会的責任ある指導者を世に送り出すことを目的の一つとしている。ここにその資格認定制度を定め、本法人における沖ヨガの指導の中心となって人々の健康促進に寄与する指導者を育てていくこととする。

【1】 資格の種類

本法人の認定する資格種類は、下記のとおりとする。

(1) 沖ヨガ指導者

- ・ 指導士 3 級 (休止中)
- ・ 指導士 2 級
- ・ 指導士 1 級
- ・ 講師

(2) 特定分野指導者

- ・ 特定分野インストラクター(マタニティヨガインストラクター、コアインストラクター、眼ヨガインストラクター、ゆがみ修正インストラクター、丹田力強化法インストラクター)
- ・ 特定分野マスターインストラクター(眼ヨガ)

【2】 資格取得までの流れ

- ① 資格認定制度への加入手続きを行う。(Ⅰ-【3】参照)
- ② 本法人の定める講習会、研修会などに参加して、各資格に必要なポイントを取得する。(Ⅰ-【4】参照)
- ③ 審査を申し込む。(Ⅱ参照)
- ④ 審査に合格し資格認定を受ける。(Ⅲ参照)
- ⑤ 新たな資格認定を受けるためには②～④を繰り返す。

【3】 資格認定制度への加入手続き

- ・ 資格認定を受ける場合は、資格認定制度へ加入しなければならない。
- ・ 加入申込書に必要事項を記入し、本法人の事務局(以下、協会事務局という)または各連合会・支部の総務(以下、総務という)へ提出する。
- ・ 加入費と初期登録費を納付する。

【4】修得ポイントの算定

資格認定審査の申請には、講習会、研修会に参加して必要なポイントを取得しなければならない。講習会、研修会参加による取得ポイント数を下記のとおりとする。

- 指導資格保有者の講習(クラスポイント)
講師資格を保持している個人が指導する教場での受講1時間半につき1ポイントを取得できる。
- 半日講習会
協会本部・連合会・支部が行う半日講習会(4時間)の受講につき2ポイントを取得できる。
- 1日講習会
協会本部・連合会・支部が行う1日講習会(8時間)の受講につき5ポイントを取得できる。
- 合宿研修会
 - ・協会本部・連合会・支部の合宿研修会に1泊参加につき5ポイントを取得できる。
 - ・講師の合宿研修会に1泊参加につき3ポイントを取得できる。
 - ・長期の場合は、上記ポイントを基準とし泊数を乗じたポイントを取得できる。
- 協会活動
協会本部・連合会・支部の運営・実行に関する行事にスタッフとして参加する場合は、参加1回につき1ポイントを取得できる。

【5】資格認定審査の要件

資格認定審査の要件を下記のとおりとする。

(1) 修得ポイント数

- 指導士2級
合計50ポイント以上を取得した者。但し、講師資格保有者の講習での習得ポイントは年間25ポイントを上限とする。
- 指導士1級
 - ・指導士2級を取得し、累計100ポイント以上を取得した者。但し、資格保有者の講習による習得ポイントは、講師25ポイント、指導士1級15ポイントを年間の上限とする。
- 講師
 - ・指導士1級を取得し、累計150ポイント以上の取得。但し、講師資格保有者の講習による習得ポイントは年間30ポイントを上限とする。

(2) 指導時間

○ 指導士 1 級

- ・ 指導士 2 級として年間 5 0 時間以上のヨガ指導歴を有する者。

○ 講師

- ・ 指導士 1 級として年間 1 0 0 時間以上のヨガ指導歴を有する者。

(3) 講師資格条件

- ・ 講師は、本法人の正会員でなければならない。
- ・ 講師は、本法人の講師として沖ヨガ指導者を養成する立場に立ち、本法人の指導育成並びに諸事業推進の中核となって事業に参画し、本法人の事業目的達成に寄与することが期待される。

(4) 協会合宿への参加義務

指導士及び講師に限らず、修得過程において、協会本部・連合会・支部が開催する 1 泊以上の合宿研修会への参加を必須条件とする。

注：講師主催の合宿はこれに含まれない。

II. 資格認定審査

資格認定に際して、それぞれの資格に応じた審査の元、認定の可否を決定する。

【1】 審査概要

(1) 審査の頻度

- ・ 資格認定審査は原則として、年一回実施する。
- ・ 協会主催の国際キャンプでは毎回審査を実施する。
- ・ 審査申請者があり次第、随時審査を行うことが好ましい。

(2) 審査の申請時の提出物

- ① 資格認定審査(更新)申請書(巻末参照)
- ② 写真(縦3.0cm× 横2.5cm裏面に氏名を記入のこと) 2 枚
- ③ 審査料(第 3 項参照)

【2】 審査手続きの流れ

指導士の審査から認定までの手続きの流れは以下のとおり。

- ① 指導士資格認定審査希望者は、上記提出物を総務に提出する。
- ② 協会本部または各連合会において審査委員会により審査会を実施する。
- ③ 総務は資格申請者の審査資料一式を、本法人の事務局(以下、事務局とする)へ報告する。
- ④ 事務局が認定証を発行し、総務が資格取得者に授与する。

講師の審査から認定までの手続きの流れは以下のとおり。

- ① 講師資格認定審査希望者は、上記提出物を事務局に提出する。
- ② 協会本部において審査委員会により審査会を実施する。
- ③ 事務局が認定証を発行し、資格取得者に授与する。

【3】 審査料 審査料

資格の種別	審査料
指導士2級	5,000円
指導士1級	5,000円
講師	10,000円

III. 審査基準

資格認定審査については、指導の実績を重視する。既に一定のヨガ指導の実績ある者については、その「ヨガ指導経歴」が考慮される。認定審査に当たっては、沖ヨガの指導者としての経歴の長短や技術習得の早さ、配下の指導者や会員数、指導技術の上手下手だけでは、本来の目的を見失う恐れがあるため、本法人の指導者としてのあり方を追求する上で、あらゆる角度から考察し、総合的な評価と判断を行う。各人の技術的資質や指導力を考慮し、その人の内面的人間性や他を思いやる心など人間的な感覚の敏鈍、講習の受講態度・社会的貢献度などを重視して審査を行う。

今後も、より客観的評価が正当に成し得るために、審査基準、審査方法は随時研究・改善していく。

【1】 資格認定審査委員会

講師認定審査委員会

- ・ 講師資格の認定のため、協会本部に審査委員会を設置する。
- ・ 資格認定は審査委員会で審査され、理事会の承認を経て認定となる。
- ・ 審査委員会の構成は、審査委員長1名、審査委員若干名、協事務局長1名とする。
- ・ 審査委員長は理事会において、理事の中より互選する。
- ・ 審査委員は理事会において選任し、理事長より委嘱する。
- ・ 審査委員長および審査委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

指導士認定審査委員会

- ・ 指導士資格の認定のため、連合会・支部に審査委員会を設置する。

- ・資格認定は審査委員会で審査され、理事会の承認を経て認定となる。
- ・審査委員会の構成は、審査委員長1名、審査委員若干名、総務1名とする。
- ・審査委員長は連合会長・支部長がその任に当たる。
- ・審査委員は連合会の運営委員会(以下、運営委員会という)において選任する。
- ・審査委員長および審査委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ・指導士認定審査委員会の設置が困難な連合会や支部においては、協会に資格認定審査を委任することができる。

【2】資格認定審査の方法

審査内容や審査方法については、審査委員会においてこれを定め、理事長に報告する。

基本的な審査内容は以下のとおりとする。レポート・筆記試験・実技審査の課題内容は巻末に附記する。

(1) ヨガ経歴・活動実績

ヨガの指導実績、協会(連合会・支部を含む)事業への参加実績、その他の類似する研修会などの参加歴・体験などを吟味し、特技・資格を考慮する。

(2) レポート審査

審査委員会が与えた課題に対し、調査した資料等に基づき課題を考察し、自己の主張を表現できるかを審査する。

(3) 筆記試験審査

審査委員会が与えた課題に対し、時間内での的確に解説する知識と経験を有するかを審査する。

(4) 実技審査

審査委員会が設定した課題を踏まえて実技・指導・講義などを行い、姿勢、呼吸、集注力、指導力、説得力等を総合的に審査する。

(5) 面接審査

質疑応答を行い、面接態度・姿勢・呼吸・表情変化・話し方・言葉の選択・回答内容など審査する。

【3】認定手続き

(1) 指導士認定

- ① 審査委員会において資格の認定の可否を決定し審査対象者に通

知する。

- ② 資格取得者は認定料を連合会・支部に納める。
- ③ 連合会・支部総務(以下総務)は必要書類を添付して、審査結果を協会事務局に報告する。
- ④ 協会事務局は理事会へ審査結果を報告する。
- ⑤ 理事会の承認に従って、協会事務局は総務へ送付認定証および登録証を送付する。
- ⑥ 連合会・支部より資格取得者へ認定証および登録証を授与する。

(2) 講師認定

- ① 審査委員会において資格の認定の可否を決定し審査対象者に通知する。
- ② 資格取得者は認定料を協会本部に納める。
- ③ 協会事務局は理事会へ審査結果を報告する。
- ④ 理事会の承認に従って、協会事務局は資格取得者へ認定証および登録証を授与する。

【4】資格別の認定料

資格の種別	認定料
指導士2級	20,000円
指導士1級	30,000円
講師	50,000円

IV.特別資格認定制度

沖ヨガの指導者としての実績を十分に保有している者に対して、習得ポイントに寄らず資格認定を行う制度である。

特別に資格を認定することで、本協会の指導者として活躍していただき、本協会の活動を広げることを目的とする。

(1) 指導士の特別認定の審査

- ・ 講師資格を持つ者3名の推薦がある。
- ・ 審査の前に特別資格認定を行うことを運営委員会に諮り、承認を得る。

(2) 講師の特別認定の審査

- ・ 講師資格を持つ者3名の推薦がある。
- ・ 審査の前に特別資格認定を行うことを理事会に諮り、承認を得る。

V. 登録制度

資格取得者は、加入以降、毎年登録を行わねばならない。

【1】概要

○ 新規登録

- ・本法人で新規に資格習得するために講座に参加する場合に、新規登録費を納める。(令和元年9月まで免除)

○ 更新登録

- ・本法人で取得した資格を継続保持するため、2年目以降毎年、更新登録費を納める。
- ・本法人で2つ以上の資格を取得した場合、2つ目以降の資格の更新登録費は免除される。

○ 登録費

登録の種別	登録費
新規登録	6,000円
更新登録	6,000円

【2】資格登録の更新手続き

- ① 資格取得者は、毎年協会事務局からの案内に従い、更新登録費を納める。
- ② 更新登録費納付の確認後、協会事務局から登録証が発行される。

VI. 資格降格・認定取消

資格取得者が下記の事項に該当する場合、協会理事会の決議によって資格降格又は認定取消の処分を受ける場合がある。

- ・本法人の目的に反する行為を行った場合。
- ・本法人の名誉を著しく傷つけた場合。
- ・本法人の資格取得者として相応しくない行為をした場合。
- ・毎年の登録・更新手続きを怠った場合。

但し、資格降格、認定取消の処分を受けた者には、弁明の機会が与えられる。

VII. 資格取得者による指導

資格取得者は本法人が主催する事業及び派遣要請によるヨガ指導ができる。

○ 指導料

協会・連合会・支部などの事業で指導に携わった者は、下表に基づく指導料を受け取ることができる。

資格の種別	指導料単価（1時間当たり）
指導士2級	3,000円
指導士1級	4,000円
講師	5,000円

VIII. 附則

平成21年10月1日 改訂

平成24年10月1日 普通会员の廃止他、改訂

平成26年2月3日 特別認定審査の実施要件追加

平成31年4月12日 改訂

IX. 試験審査課題

レポート				
講師	沖ヨガが国際的に貢献する上で必要なこと			
1級	感謝、懺悔、下座、奉仕、愛行、生命即神について 各100字以上			
2級	中高年のヨガ指導上必要なこと(3つ)			
筆記	45～60分 原稿用紙400字詰2枚以内			
講師	丹田と仏性			
1級	沖ヨガ十段階と八段階のちがい (なぜ十段階にしたのか)			
2級	沖ヨガの特徴とその理由 (沖ヨガホームページ参照)			
実技	30分 下記3種と自分の苦手ポーズ1種を 解説しながら実演			
1級	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle;"> アーチブリッジ 逆立ち バッタ (クンバク) 三角ねじり 開脚前屈 + その人の苦手なポーズ </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">内3種類を解説実演</td> </tr> </table>	アーチブリッジ 逆立ち バッタ (クンバク) 三角ねじり 開脚前屈 + その人の苦手なポーズ	}	内3種類を解説実演
アーチブリッジ 逆立ち バッタ (クンバク) 三角ねじり 開脚前屈 + その人の苦手なポーズ	}	内3種類を解説実演		
2級	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: middle;"> 三角 弓 肩立ち 長座ねじり 犬 + その人が苦手なポーズ </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">内3種類を解説実演</td> </tr> </table>	三角 弓 肩立ち 長座ねじり 犬 + その人が苦手なポーズ	}	内3種類を解説実演
三角 弓 肩立ち 長座ねじり 犬 + その人が苦手なポーズ	}	内3種類を解説実演		

2018年8月30日制定

受付No. _____

写真
縦3.0cm
横2.5cmNPO法人 沖ヨガ協会
資格認定審査(更新)申請書

平成 年 月 日

NPO法人 沖ヨガ協会

理 事 長 様

氏 名

印

私はヨガ履歴書のと通りのヨガの受講歴・指導歴を有しておりますので、
本会資格認定基準に基づき、下記の資格認定（審査・更新）を申請します。

申請(更新)資格

フリガナ		生 年 月 日		年 齢	性 別
氏 名		T・S・H	年 月 日生	才	男 女
住 所	〒				
電 話	()	Eメール			
登 録 連 合 会 支 部	現在の資格		取 得 年 度	所 属 教 場 名	
			S・H 年		
その他の資格・免許・類似団体所属					
総合評価					
審査委員長	審査委員				
審査No.	審査料	認定称号	申請受理日	平成	年 月 日
認定No.	認定料		審査年月日	平成	年 月 日
付帯条件			交付年月日	平成	年 月 日

